

農林水産商工常任委員会資料

(令和元年8月20日)

項目	ページ
1 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び鳥取県の大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定締結について 【企業支援課】 ……	1
2 国際経済変動に関する状況と県の対応状況（融資発動）について 【企業支援課、通商物流課】 ……	4

商工労働部

鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び鳥取県の 大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定締結について

令和元年8月20日

企業支援課

鳥取県中部地震や平成30年7月豪雨等の大規模自然災害が近年相次いでいることや、本年5月の小規模事業者支援法改正*を受け、災害対応における商工会議所、商工会との連携体制をより一層強固にすることが求められていることから、県内の商工会議所、商工会と大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定を締結します。

※小規模事業者支援法の改正（5/29改正、7/16施行）により、商工会・商工会議所が自然災害等に備える小規模事業者の取組支援等の計画（事業継続力強化支援計画）を市町村と共同で作成し、県が認定・公表できることとなります。（今年度中の作成を目標）

なお、都道府県が区域内全ての商工会議所、商工会と自然災害等発生時の対応について協定を締結するのは、全国初です。

1 協定締結式の概要

(1) 日時

令和元年8月20日（火）午前10時～午前10時30分

(2) 場所

知事公邸 第1応接室

(3) 出席者

鳥取県商工会議所連合会 副会長 坂口 清太郎 氏

鳥取県商工会連合会 会長 河毛 寛 氏

鳥取県知事 平井 伸治

2 協定の内容

大規模自然災害発生時等に、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県がそれぞれの役割に応じて、次の事項について連携協力を行う。

- ・被災事業者の被災状況の把握及び共有
- ・被災地域の商工会・商工会議所に対する人的・物的支援
- ・被災事業者が必要とする情報の提供や被災事業の代替可能企業の紹介等、事業継続のための支援など

大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定

鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び鳥取県（以下「3者」という。）は、大規模自然災害発生時等における県内事業者への各種支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、3者が連携協力して県内商工業の災害対応力を強化することで、大規模自然災害発生時等においても企業経営の安定を図り、もって地域雇用の確保、地域産業の発展等に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、それぞれの役割に応じて、次の事項について連携協力を行う。

- (1) 大規模自然災害等発生時における被災事業者の被災状況の把握及び共有
- (2) 被災した地域の商工会・商工会議所又は県等の要請に基づく、当該商工会・商工会議所に対する人的・物的支援
- (3) 被災事業者が必要とする情報の提供や被災事業の代替が可能な企業の紹介等、事業継続のための支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災した地域の商工会・商工会議所から特に要請のあった事項
- (5) 商工会・商工会議所における事業継続力強化支援計画の策定・実行に向けた取組の連携
- (6) その他必要と認める事項

（支援経費の負担）

第3条 被災した地域の商工会・商工会議所の支援に要した経費は、原則として支援した商工会・商工会議所の負担とする。ただし、国の予算が活用できる場合及び全国商工会連合会・日本商工会議所からの負担がある場合はこの限りでない。

（企業情報等の保護）

第4条 3者は、この協定に基づく連携協力によって知り得た企業情報及び個人情報等の取扱いについては、第2条の連携協力事項を達成する目的以外には利用しないものとするとともに、個人情報保護に関する法令の規定に従うものとする。

2 前項の規定は、この協定の有効期間が終了した後もなお効力を有するものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して3年間とする。ただし、3者が協議の上継続しないことを決定するまで1年ごとに自動更新するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合及び大規模自然災害等の特性に応じて、別に定めることが必要なものが生じた場合には、その都度3者が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書3通を作成し、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び鳥取県が署名の上、各自1通を保有する。

令和元年8月20日

鳥取市本町三丁目201番地
鳥取県商工会議所連合会
副会長 (坂口 清太郎)

鳥取市湖山町東四丁目100番地
鳥取県商工会連合会
会 長 (河毛 寛)

鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 (平井 伸治)

国際経済変動に関する状況と県の対応状況（融資発動）について

令和元年8月20日
企業支援課、通商物流課

米中貿易摩擦、日韓情勢等の国際経済変動により、県内企業への影響が出てきていることから、中小企業向け融資（地域経済変動対策資金）を発動しましたので、報告します。

1 国際情勢

(1) 米中貿易摩擦

- ・8/1、トランプ米大統領は、第4弾の対中制裁関税として、9月から約3,000億ドルの中国製品に10%の追加関税を課すことを表明した。
- ・米財務局は8/5、中国を自国の輸出に有利になるよう人民元を意図的に安く誘導しているとして、25年ぶりに「為替操作国」に認定した。
- ・米中の貿易摩擦の激化に対する懸念から、世界同時株安の状況。また、7か月ぶりに1ドル105円台（8/5 午後5時時点）となり円高のリスクが進行している。

(2) 日韓情勢

- ・8/2、日本政府は、安全保障上の輸出管理で優遇措置をとっている「グループA（ホワイト国）」から韓国を除外する政令改正を閣議決定した（8/7政令公布、8/28発動）。
- ・韓国国内での日本製品に対する不買運動や、韓国からの観光客が減少傾向にあり影響が出ている。
※韓国は8/12、対抗措置として日本を輸出対象の優遇対象国から格下げすることを発表

(3) その他（日米貿易交渉）

- ・8月末のG7や9月下旬の国連総会において、日米首脳会談の可能性があり、今後の貿易交渉に動きがあることが予想される。

2 県内企業の主な声

(1) 米中貿易摩擦に対するもの

- （製造業）中国から米国への輸出減少を受け、中国向けの産業機器メーカーの生産の落ち込みにより、自社製品も売れなくなることを懸念している。ドル建ての輸出をしており、円高となると収益が悪化。影響が大きい。
- （製造業）米国による中国への制裁関税の影響で液晶ディスプレイの生産拠点を中国から東南アジアへ移すことも検討している。現在は影響を見定めている状況。1ドル105円となると、自社の想定レートよりも円高となり、為替損益が大きくなる。
- （製造業）中国製低価格ドリルが米国市場へ大量に供給されていたが、今回の対中関税により中国から米国への輸出には大きくブレーキがかかる。日本国内で生産している自社製品にとっては米国輸出の追い風であり拡大したい。一方で円高はアメリカ向け輸出はドル建てとなっているため影響が出てくる。

(2) 日韓情勢に対するもの

- （製造業）韓国工場で生産している部品の中国工場への移管を検討中であり、今後の情勢を見て判断する。
- （食品製造業）日本製品ボイコットの影響が大きく、売り上げが70%減少した（7月末聞取では50%減）。
- （清酒製造業）売上げが1割程度減少し、これまで日韓関係の影響がここまで大きく出たことはなかった。日本製品自粛の影響が長期化することを懸念する。
- （観光業）韓国客は前年比20%程度減少している。日韓問題が長引けばさらに大幅な減少となることを懸念する。

3 県の対応状況

○国際経済変動による影響を受けた中小企業向け融資（地域経済対策変動資金）の発動

融資概要：融資利率1.43%、融資期間10年以内、融資限度額2億8千万円以内

※米中貿易摩擦等への対応のため、5/16付けで同資金を発動中であり、その対象事象に以下のものを追加した。

- ・日韓情勢による影響（7/31付発動）
- ・円高による影響（8/8付発動）

○国要望の実施（8/9）

国（経済産業省）に対して日米貿易交渉や米中貿易摩擦に係る対策強化について要望活動を実施した。

（要望内容）

- ・今後の日米交渉に当たっては、日本経済の停滞を招かないよう強い姿勢で交渉に臨むこと。
- ・米中貿易摩擦による国内経済への影響が最小限となるよう、時期を逃さず必要な対策を講じること。

国（経済産業省、事務次官）反応

- ・日米貿易交渉は8月中にもう一度交渉を行う予定であり、工業部会でしっかりと対応する。

